

KPMG Japan tax newsletter

2015年度税制改正大綱



I.	法人税率の改正	
1.	法人実効税率の引下げ	2
2.	外形標準課税	3
3.	法人住民税(均等割)	4
II.	法人課税関係	
1.	欠損金の繰越控除	5
2.	受取配当等の益金不算入	6
3.	地方拠点強化税制	7
4.	試験研究費の税額控除	8
5.	所得拡大促進税制	9
6.	投資法人(J-REIT)/特定目的会社(TMK)	10
7.	その他の改正	11
III.	国際課税	
1.	外国子会社配当益金不算入制度	12
2.	タックス・ヘイブン対策税制	12
3.	その他の改正	14
IV.	消費税	
1.	消費税率の引上げ	15
2.	国境を越えた役務の提供に対する消費税	15
3.	国外事業者による芸能・スポーツ等の役務の提供に係る消費税	17
V.	個人課税関係	
1.	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例(出国税)	18
2.	少額投資非課税制度(NISA)	19
3.	住宅関連税制	20
4.	その他の改正	20
VI.	納税環境整備(スキャナ保存制度)	23

2014年12月30日、政府与党(自民党・公明党)は「2015年度税制改正大綱」を決定しました。このニュースレターでは、税制改正大綱に示された主な改正項目の概要をお知らせいたします。

税制改正大綱は改正案の概要を示すものであり、改正の詳細は、改正法案の公表並びに法律及び政省令の公布を待たなければなりません。また、今後の国会審議等によりその内容に変更が生じる可能性がありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

I. 法人税率の改正

1. 法人実効税率の引下げ

(1) 法人税率

2015年4月1日以後に開始する事業年度に適用される法人税率が、以下のように引き下げられます。

区分		現行法	改正案
大法人等		25.5%	23.9%
中小法人 (*2)	所得金額のうち 年800万円以下の部分	19% (15%)	19% (15% ^(*1))
	所得金額のうち 年800万円超の部分	25.5%	23.9%

(*1) 軽減税率(15%)の適用期限が2年間延長され、2017年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

(*2) 中小法人とは期末資本金の額が1億円以下の普通法人をいい、以下のものは除かれます。

- 大法人(資本金の額が5億円以上の法人)による完全支配関係がある法人
- 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人

(2) 法人事業税(所得割)及び地方法人特別税の税率

資本金の額が1億円超の法人(外形標準課税対象法人)の法人事業税(所得割)及び地方法人特別税の税率が、以下のように改正されます。

【法人事業税(所得割)】

課税標準(所得)		現行法	改正案	
			2015年4月1日 から2016年3月 31日までの間に 開始する事業年度	2016年4月1日 以後に 開始する事業年度
-	400万円以下	2.2%	1.6%	0.9%
400万円超	800万円以下	3.2%	2.3%	1.4%
800万円超	-	4.3%	3.1%	1.9%

- 上記は標準税率であり、制限税率は標準税率の1.2倍とされています。
- 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金1,000万円以上であるものについては、年間所得800万円以下の所得に係る法人事業税(所得割)の軽減税率の適用はありません。

【地方法人特別税】

課税標準	現行法	改正案	
		2015年4月1日 から2016年3月 31日までの間に 開始する事業年度	2016年4月1日 以後に 開始する事業年度
所得 × 法人事業税の 標準税率	67.4%	93.5%	152.6%

(3) 法人実効税率

上記の税率改正により、法人実効税率は以下のように引き下げられます。

現行法	改正案	
2014年4月1日から 2015年3月31日までの 間に開始する事業年度	2015年4月1日から 2016年3月31日までの 間に開始する事業年度	2016年4月1日以後に 開始する事業年度
34.62%	32.11%	31.33%
-	現行の実効税率から △2.51%	現行の実効税率から △3.29%

上記の実効税率は、地方法人特別税及び法人事業税が損金算入されることを考慮し、期末資本金の額が1億円を超える法人に対する標準税率を用いて計算しています。

期末資本金の額が1億円を超える法人に対する東京都の税率を用いて計算した改正後の法人実効税率(現行:35.64%)は、東京都の法人事業税(所得割)の税率が制限税率の範囲で定められてから明らかとなります。

2. 外形標準課税

外形標準課税制度は、地方公共団体の行政サービスの対価として、法人の所得・収入ではなく、法人の規模に応じ課税する制度として、2004年に導入されました。2015年度改正では、法人実効税率引下げのための財源確保の方法の一つとして、外形標準課税の税率の引上げ等が行われる予定です。

(外形標準課税の対象法人は、期末資本金の額が1億円を超える法人(収入金額に事業税が課される法人(電気供給業、ガス供給業、保険業を営む法人)及び投資法人・特定目的会社等を除きます。)で、その範囲について改正は見込まれていません。)

(1) 税率の引上げ

外形標準課税の税率が、以下のように引き上げられる予定です。

	現行法	改正案	
		2015年4月1日から 2016年3月31日まで の間に開始する事業年度	2016年4月1日以後に 開始する事業年度
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
資本割	0.2%	0.3%	0.4%

上記は標準税率であり、制限税率は標準税率の1.2倍とされています。

(2) 付加価値割(課税標準)

【現行法】

【A】±【B】付加価値額	
【A】収益配分額	以下の合計額 (a) 報酬給与額 (b) 純支払利子 (c) 純支払賃借料
【B】単年度損益	その事業年度の所得金額又は欠損金額

(a)報酬給与額の金額が【A】収益配分額の70%を超える場合には、その超える額を控除して、課税標準が計算される特例(雇用安定控除)が設けられています。

【改正案】

2015年4月1日から2018年3月31日までの間に開始する事業年度において、下記「II. 5. 所得拡大促進税制」において述べる3つの要件を満たす場合には、給与増加額(当期の給与等支給額から基準事業年度の給与等支給額を控除した金額)を、課税標準から控除できることとされます。また、雇用安定控除との調整等の措置が講じられる予定です。

(3) 資本割(課税標準)

自己株式の取得や合併等を行った場合に「資本金等の額」が著しく低い金額又はマイナスの金額となることがあるため、資本割の課税標準が以下のように改正される予定です。

現行法	改正案
資本金等の額	以下の金額のうち、いずれか大きい金額 <ul style="list-style-type: none"> • 資本金等の額 • 資本金+資本準備金

(4) 負担変動の軽減措置

法人事業税の税率改正に伴う負担変動を軽減するため、以下の2年間に適用される軽減措置が設けられる予定です。

【2015年4月1日から2016年3月31日までの間に開始する事業年度】

対象法人	法人事業税の軽減額
付加価値額 ≤ 30 億円	$A \times 1/2$
30 億円 < 付加価値額 < 40 億円	$A \times$ 付加価値額に応じて1/2から0の間の割合
$A = (a) - (b)$ (a): その事業年度に係る法人事業税額(付加価値割、資本割及び所得割) (b): 2015年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率をその事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額	

【2016年4月1日から2017年3月31日までの間に開始する事業年度】

対象法人	法人事業税の軽減額
付加価値額 ≤ 30 億円	$A \times 1/2$
30 億円 < 付加価値額 < 40 億円	$A \times$ 付加価値額に応じて1/2から0の間の割合
$A = (a) - (b)$ (a): その事業年度に係る法人事業税額(付加価値割、資本割及び所得割) (b): 2016年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率をその事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額	

3. 法人住民税(均等割)

現行法においては、法人住民税(均等割)の税率区分の基準として、法人の「資本金等の額」が使用されています。改正により、上記で述べた外形標準課税の資本割の課税標準と同様に、「資本金等の額」又は「資本金+資本準備金」のうち、いずれか大きい金額が法人住民税(均等割)の税率区分の基準とされることとなります。

II. 法人課税関係

1. 欠損金の繰越控除

欠損金の繰越控除制度について、以下の改正が提案されています。

(欠損金の繰越控除制度とは、青色申告書を提出した事業年度の欠損金、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金及び連結欠損金の繰越控除制度をいいます。)

(1) 繰越控除限度額

欠損金の繰越控除限度額が以下のように引き下げられます。

現行法	改正案	
	2015年4月1日から 2017年3月31日まで の間に開始する事業年度	2017年4月1日以後に 開始する事業年度
繰越控除前の所得金額 の80%	繰越控除前の所得金額 の65%	繰越控除前の所得金額 の50%

ただし、以下の法人については、繰越控除前の所得金額の全額が繰越控除限度額とされます。

現行法	改正案
<ul style="list-style-type: none"> 中小法人 (I.1.(1)における「中小法人」と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> 改正なし
<ul style="list-style-type: none"> 特定目的会社・投資法人等 (支払配当の損金算入制度の適用対象となるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> 改正なし
<ul style="list-style-type: none"> 2012年4月1日前に更生手続開始の決定、再生手続開始の決定等の事実が生じた法人—その決定等の日から更生計画認可の決定、再生計画認可の決定等の日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度 	<ul style="list-style-type: none"> 更生手続開始の決定、再生手続開始の決定等の事実が生じた法人—その決定等の日から更生計画認可の決定、再生計画認可の決定等の日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度(ただし、金融商品取引所への再上場等があった場合には、その再上場された日等以後に終了する事業年度は除く。)
	<ul style="list-style-type: none"> 新設法人^(*)—法人の設立日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度(ただし、金融商品取引所に上場された場合等には、その上場された日等以後に終了する事業年度は除く。)

(*) 新設法人から、以下の法人は除かれます。

- 大法人(資本金の額が5億円以上の法人)による完全支配関係がある法人
- 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人

(2) 繰越期間

欠損金の繰越期間が現行の9年から10年に延長されます。これに伴い、現行法では9年とされている、帳簿書類の保存期間、法人税の欠損金額に係る更正の期間制限及び更正の請求期間も、10年とされます。

この改正は、2017年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

2. 受取配当等の益金不算入

受取配当等の益金不算入制度について、以下の改正が予定されています。

(1) 株式等の区分及び益金不算入割合

【現行法】

区分	益金不算入割合
完全子法人株式等 (株式等保有割合 100%)	受取配当 × 100%
関係法人株式等 (株式等保有割合 25%以上)	(受取配当－負債利子) × 100%
上記以外の株式等	(受取配当－負債利子) × 50%

【改正案】

区分	益金不算入割合
完全子法人株式等 (株式等保有割合 100%)	受取配当 × 100%
関連法人株式等 (株式等保有割合 1/3 超)	(受取配当－負債利子) × 100%
その他の株式等 (株式等保有割合 5%超かつ 1/3 以下)	受取配当 × 50%
非支配目的株式等 (株式等保有割合 5%以下)	受取配当 × 20%

- 負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度が、「2010年4月1日から2012年3月31日までの間に開始する事業年度」から「2015年4月1日から2017年3月31日までの間に開始する事業年度」に見直されます。
- 損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例(特別利子に係る負債利子控除の特例)が廃止されます。
- 青色申告書を提出する保険会社が受ける非支配目的株式等に係る配当等の額については、益金不算入割合を40%とする特例が創設されます。

(2) 株式投資信託等の収益分配額に係る益金不算入割合

	現行法	改正案
株式投資信託	(収益分配額 × 1/2(又は 1/4) －負債利子) × 50%	0
特定株式投資信託 (いわゆる ETF)	(収益分配額－負債利子) × 50%	収益分配額 × 20%

3. 地方拠点強化税制

企業の本社機能の大都市から地方への移転や地方における本社機能の拡充を支援し、地域経済の活性化を推進するため、地方拠点強化税制が創設される予定です。この税制は、地域再生法の改正を前提としており、青色申告法人で、地域再生法の改正法の施行の日から2018年3月31日までの間に地域再生法の地方拠点強化実施計画(仮称)について承認を受けたものが、この税制の適用法人とされます。

(1) 地方拠点建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除

地方拠点強化税制の適用法人が、地方拠点強化実施計画の承認の日から2年以内にその地方拠点強化実施計画に記載された建物及びその附属設備並びに構築物(合計額が2,000万円以上(中小企業者については、1,000万円以上))の取得等をして、その事業の用に供した場合には、以下の特別償却又は税額控除を選択適用することができることとされます。

		移転型計画	拡充型計画
特別償却		取得価額 × 25%	取得価額 × 15%
税額控除 (上限: 法人税額 × 20%)	2017年3月31日 までの間に計画の 承認を受けた場合	取得価額 × 7%	取得価額 × 4%
	上記以外の場合	取得価額 × 4%	取得価額 × 2%

移転型計画: 東京23区から地方(東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く全地域のうち、国が認定した地域)へ本社機能を移転する計画
 拡充型計画: 地方(東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く一定の地域のうち、国が認定した地域)にある本社機能を拡充する計画
 本社機能: 経営意思決定、経営資源管理(総務、経理、人事)、各種業務統括(研究開発等)などの事業所
 (工場及びその地域を管轄する営業所等は含まれない。)
 (参考)経済産業省の「平成27年度 経済産業関係 税制改正について」

(2) 雇用促進税制の拡充

地方拠点強化税制のもと、現行の「雇用促進税制」が拡充される予定です。

地方拠点強化税制の適用法人は、地方拠点強化実施計画の承認の日から2年以内の日を含む事業年度(対象年度)において、その地方拠点強化実施計画に従って移転又は新增設をした特定施設(仮称)である事業所における増加雇用者数(法人全体の増加雇用者数が上限とされます。)に対し、以下の区分に応じた金額を乗じた金額の税額控除ができることとされます。

区分	税額控除額
現行の「雇用促進税制」の全ての適用要件を満たす場合	増加雇用者数 ^(*) × 500,000円 (^(*) 現行の「雇用促進税制」の増加雇用者数から控除する。)
現行の「雇用促進税制」の適用要件(b)以外の要件を満たす場合	増加雇用者数 × 200,000円

さらに、移転型計画の場合には、対象年度のうち上記の適用を受ける事業年度以後の各事業年度(特定施設である事業所における雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した事業年度以後の事業年度を除きます。)において、増加雇用者一人当た

り 300,000 円を追加で税額控除できることとされます。

この税額控除額の上限額は、現行の「雇用促進税制」と合わせて、法人税額の 30% とされます。

【現行の「雇用促進税制」の概要】

適用法人	公共職業安定所に雇用促進計画の届出等をした青色申告法人	
適用年度	2011 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度	
適用要件 (全て満たすこと)	(a)	前期末からの雇用の増加数 \geq 5 人(中小企業者 ^(*) :2 人)
	(b)	前期末からの雇用の増加割合 \geq 10%
	(c)	(当期の給与等支給額) - (前期の給与等支給額) \geq (前期の給与等支給額 \times 雇員増加率 \times 30%)
	(d)	前期及び当期中に事業主都合による離職者がいないこと
税額控除	増加雇員数(前事業年度末からの雇員の増加数) \times 400,000 円	
	上限: 法人税額の 10%(中小企業者については 20%)	

(*) 中小企業者とは、以下の法人をいいます。

- 期末資本金の額が 1 億円以下の法人(ただし、(i)発行済株式の総数の 1/2 以上が同一の大規模法人(資本金の額が 1 億円を超える法人等)に所有されている法人、(ii)発行済株式の総数の 2/3 以上が大規模法人に所有されている法人を除く。)
- 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人

4. 試験研究費の税額控除

試験研究費の税額控除制度のうち、総額型税額控除について、以下の改正が予定されています。(上乗せ税額控除(2017 年 3 月 31 日までに開始する事業年度に適用される時限措置)については、改正はありません。)

	現行法	改正案
控除限度額	試験研究費(特別試験研究費以外) \times 8~10%(中小企業者:12%)	改正なし
	特別試験研究費 \times 12%	特別試験研究費 \times 20%又は 30% ① 特別試験研究機関等又は大学等との共同研究・特別試験研究機関等又は大学等に対する委託研究に係る試験研究費の額:30% ② ①以外:20%
上限額	法人税額 \times 30% (2013 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度)	法人税額 \times 25% (特別試験研究費の支出がある場合には、さらに別枠で法人税額 \times 5%)

- 特別試験研究費の範囲が見直され、特定中小企業者に支払う知的財産権の使用料が追加される等の改正が予定されています。
- 税額控除限度超過額の繰越制度は廃止されます。

5. 所得拡大促進税制

所得拡大促進税制の3つの要件のうち、(a)の要件の「一定の増加割合」が緩和されます。

【制度の概要】

適用法人	青色申告法人		
適用年度	2013年4月1日から2018年3月31日までの間に開始する各事業年度		
要件 (全て満たすこと)	(a)	当期の給与等支給額	\geq 基準事業年度の給与等支給額 \times <u>一定の増加割合</u>
	(b)	当期の給与等支給額	\geq 前期の給与等支給額
	(c)	当期の平均給与等支給額	$>$ 前期の平均給与等支給額
税額控除	(当期の給与等支給額 - 基準事業年度の給与等支給額) \times 10%		
	上限: 法人税額の10% (中小企業者については20%)		

- 給与等支給額とは、国内雇用者に対する給与等の支給額で、各事業年度の法人の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものをいいます。
- 国内雇用者とは、法人の使用人(役員の特典関係者及び使用人兼務役員を除きます。)のうち、その法人の国内の事業所に勤務する雇用者として、労働基準法に規定する賃金台帳に記載された者をいいます。
- 基準事業年度とは、2013年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいいます。

【要件(a)の「一定の増加割合」】

適用年度 (以下の期間に開始する事業年度)	現行法	改正案	
		中小企業者 以外	中小企業者
2015年4月1日前	102%	102%	102%
2015年4月1日から2016年3月31日	103%	103%	103%
2016年4月1日から2017年3月31日	105%	<u>104%</u>	<u>103%</u>
2017年4月1日から2018年3月31日	105%	105%	<u>103%</u>

6. 投資法人(J-REIT)/特定目的会社(TMK)

(1) 投資法人(J-REIT)

投資法人が支払う利益の配当の額は、一定の導管性要件を満たす場合には、投資法人の所得の金額の計算上、損金の額に算入されることとされています。これにより、投資法人は、一般的に法人税を支払わないペイスルー法人として取り扱われています。

しかし、減損損失等の一定の取引につき会計処理と税務処理とに差異が生じ、投資法人の会計上の利益が税務上の利益を下回る場合があり、その差異を埋めるために会計上の利益を超えて税務上の利益に見合う金額を分配しても、その一部が税務上の利益の配当として取り扱われず、損金の額に算入できないため、課税所得が生じることや導管性要件が満たされなくなることがあります。これらの問題を解消するため、税制改正大綱では、投資法人法制の見直しを前提に、以下の改正が提案されています。

- 利益を超える金銭の分配の額のうち一時差異等調整引当額(仮称)の増加額に相当する金額を、配当等の額(現行 資本の払戻しの額)とする。
- 導管性要件のひとつである 90%テスト(支払配当額が配当可能利益の額の90%を超えていること)における配当可能利益の額から一時差異等調整積立金(仮称)の増加額を控除する等の措置を講ずる。

(2) 特定目的会社(TMK)

特定目的会社が支払う利益の配当の額は、一定の導管性要件を満たす場合には、特定目的会社の所得の金額の計算上、損金の額に算入されることとされています。これにより、特定目的会社は、一般的に法人税を支払わないペイスルー法人として取り扱われています。

2010年度税制改正により、この導管性要件に、「基準特定出資(特定出資のうち、利益の配当及び残余財産の分配を受ける権利を放棄するものを除く。)の国内募集50%超要件」が追加されました。この改正は、2010年4月1日前に設立された特定目的会社については、同日以後に以下のいずれかの届出をするものに限り、適用されることとなっています。

- 資産流動化計画の計画期間及び計画期間に関する一定の事項の変更の届出
- 資産流動化計画に係る業務の終了の届出

税制改正大綱では、上記に加えて、2010年4月1日前に設立された特定目的会社が2015年3月31日までに業務開始届出をしていない場合にも、「基準特定出資の国内募集50%超要件」が適用されることが提案されています。

(3) 登録免許税・不動産取得税

- 登録免許税

投資法人及び特定目的会社が2015年3月31日までに取得する不動産に係る登録免許税の特例措置(税率を1.3%に軽減)は、適用対象となる不動産の範囲に「倉庫及びその敷地」が加えられ、適用期限が2年間延長されます。

- 不動産取得税

投資法人及び特定目的会社が2015年3月31日までに取得する不動産に係る不動産取得税の特例措置(課税標準額を2/5に軽減)は、適用期限が2年間延長されます。投資法人については、適用対象となる不動産の範囲に「物流施設」が加えられます。

7. その他の改正

(1) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例

特定の資産の買換えの場合の課税の特例のうち、2014年12月31日に適用期限が到来する、長期所有土地等の買換え特例の適用期限が2年3ヵ月延長されますが、以下のように、買換資産の範囲の縮減が行われる予定です。

	現行法	改正案
譲渡資産 (国内)	土地等、建物又は構築物で、所有期間が10年を超えるもの	改正なし
買換資産 (国内)	<ul style="list-style-type: none"> • 一定の土地等 • 建物、構築物 • 機械及び装置 • 鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち一定のもの 	<ul style="list-style-type: none"> → 対象資産から、機械及び装置が除外される。 → 対象資産から、コンテナ用の貨車が除外される。

また、上記の譲渡資産を譲渡し、買換資産の取得等をした場合の譲渡益に対する課税の繰延割合は、現行法においては80%とされていますが、以下の場合には、繰延割合が引き下げられます。

- 地域再生法の大都市等(仮称)以外の地域から大都市等への買換え:75%
- 大都市等以外の地域から同法の特定地域(仮称)への買換え:70%

(2) 中小法人の貸倒引当金の特例

中小法人の一括評価金銭債権に係る貸倒引当金は、以下の算式で計算することが認められています。

$$(\text{一括評価金銭債権の額} - \text{実質的に債権とみられない金額}) \times \text{法定繰入率}$$

この「実質的に債権とみられない金額」の計算において、簡便法を用いる場合の基準年度が、現行法の「1998年4月1日から2000年3月31日までの間に開始した各事業年度」から「2015年4月1日から2017年3月31日までの間に開始した各事業年度」に見直されます。

(3) 繰延ヘッジ処理・時価ヘッジ処理

オプション取引に係る有効性判定について基礎商品比較法を適用するためには、現行法では税務署長の承認が必要とされていますが、改正により、税務署長への届出書の提出によりその方法に変更できるようになります。

III. 国際課税

1. 外国子会社配当益金不算入制度

2014年9月に公表された、税源浸食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting, BEPS)に係るOECDとG20の共同プロジェクトにおける第1次提言のうち、「Action 2—ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果の無効化」に関する勧告を受け、外国子会社配当益金不算入制度(Foreign Dividend Exclusion, FDE)について、以下の改正が提案されています。

【現行法】

- 内国法人が外国子会社(その内国法人に25%以上・6ヵ月以上保有されている外国法人)から受ける配当の額は、その95%が益金不算入とされています。
- たとえ、外国子会社からの配当が外国子会社の所在地国において損金算入されている配当(オーストラリアの償還優先株式(Redeemable Preference Shares, RPS)に係る優先配当、ブラジルの利子配当等)であっても、その配当の額の95%が益金不算入として取り扱われることが、国税庁の質疑応答事例において明らかにされています。
- なお、FDEの適用を受けた配当に対して課された外国源泉税等は損金不算入とされているほか、FDEの適用の有無にかかわらず、外国子会社からの配当に対して課された外国源泉税等は外国税額控除の対象外とされています。

【改正案】

- 内国法人が外国子会社から受ける配当の額の全部又は一部が外国子会社の本店所在地国の法令において損金算入することとされている場合には、その配当の額はFDEの適用対象外とされ、全額益金算入とされることとなります。
- 内国法人が外国子会社から受ける配当の額の一部が損金算入された場合には、その損金算入額のみをFDEの適用対象外とすることもできます。(確定申告書への明細書の添付及び一定の書類の保存が要件とされます。)
- これらの改正によりFDEの適用対象外とされた配当に対して課される外国源泉税等は、外国税額控除の対象とされます。

上記の改正は、2016年4月1日以後に開始する事業年度において内国法人が外国子会社から受ける配当から適用されます。

ただし、経過措置により、2016年4月1日において有する外国子会社の株式等に係る配当を、2016年4月1日から2018年3月31日までの間に開始する各事業年度において受ける場合には、従前どおりの取扱いとされます。

2. タックス・ヘイブン対策税制

(1) トリガー税率の引下げ

現行法において、租税負担割合が「20%以下」である外国関係会社は、合算課税の対象となる特定外国子会社等に該当することとされていますが、改正により、この基準となる税率(トリガー税率)が「20%未満」に引き下げられます。

このトリガー税率の改正は、イギリスの法人税率が2015年4月から20%に引き下げられることを視野に入れたものと考えられます。

(2) 事業体ベースの合算課税における適用除外基準の緩和

(a) 統括会社の特例の見直し

統括会社の適用除外基準(事業基準)の特例に関し、以下の改正が提案されています。

	現行法	改正案
被統括会社の範囲	特定外国子会社等が発行済株式等の25%以上を有する等の要件を満たす外国法人のみ	「特定外国子会社等が発行済株式等の50%以上を有する等の要件を満たす内国法人」を追加
統括会社の要件(統括業務)	2以上の被統括会社に対して統括業務を行っていること	「2以上の外国法人である被統括会社を含む複数の被統括会社に対して統括業務を行っていること」に改正
事業持株会社の要件	被統括会社の株式の帳簿価額 > 保有株式全体の帳簿価額×50%	左記に加え、以下の要件を追加 <ul style="list-style-type: none"> 外国法人である被統括会社の株式の帳簿価額 > 全ての被統括会社の株式の帳簿価額×50% 又は 外国法人である被統括会社に対する統括業務に係る対価の額 > 全ての被統括会社に対する統括業務に係る対価の額×50%

なお、物流統括会社に適用される適用除外基準の特例(非関連者基準)において、内国法人である被統括会社との間で行う取引は、関連者取引に該当することとされます。

(b) 申告要件の見直し

現行法において適用除外基準の適用を受けるためには、確定申告書への一定の書面の添付及び資料等の保存が必要です。改正により、これらの書面の添付又は資料等の保存がなされていない場合においても、税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、その書面及び資料等の提出があった場合に限り、適用除外基準が適用できることとされます。

上記(1)及び(2)の改正は、特定外国子会社等の2015年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(3) 損金算入配当に係る取扱い

上記「1. 外国子会社配当益金不算入制度」の改正に伴い、以下の見直しが提案されています。

(a) 特定外国子会社等が受ける損金算入配当

- 特定外国子会社等が子会社(その特定外国子会社等に25%以上・6ヵ月以上保有されている法人)から受ける配当の額は、合算対象とされる金額の計算上、控除することになっていますが、損金算入配当(その全部又は一部がその子会社の本店所在地国の法令において損金算入することとされている場合の配当)の額は、控除しないこととされます。
- ただし、配当を支払う子会社が特定外国子会社等である場合には、その損金算入配当の額のうち、その子会社の合算対象とされた金額から充てられた部分の額は、配当を受け取る特定外国子会社等の合算対象とされる金額の計算上、控除することとされます。

これらの改正は、特定外国子会社等の2016年4月1日以後に開始する事業年度に係る合算対象とされる金額について適用されます。

(b) 内国法人が特定外国子会社等から受ける損金算入配当

FDE の改正により、内国法人が外国子会社から受ける損金算入配当は益金に算入されることとなりますが、その外国子会社が特定外国子会社等である場合には、従前どおり、その内国法人の配当を受ける事業年度(配当事業年度)及び配当事業年度の前 10 年以内に開始した各事業年度において、その特定外国子会社等につき合算対象とされた金額の合計額に達するまでの金額は、その内国法人において益金不算入とされます。

この改正は、2016 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において内国法人が特定外国子会社等から受ける配当について適用されます。

ただし、経過措置により、2016 年 4 月 1 日において有する特定外国子会社等の株式等に係る配当を、2016 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において受ける場合には、従前どおりの取扱いとされます。

3. その他の改正

(1) 国際課税原則の帰属主義への変更に伴う見直し

2014 年度税制改正で措置された国際課税原則の帰属主義への変更に関し、その円滑な実施のため、以下の 2 項目を含むいくつかの見直しが行われる予定です。

- 履行期間が 6 ヶ月未満の売掛債権等について外国法人が取得する利子は、法人税法に規定する国内源泉所得である「国内資産の運用・保有による所得」に該当しない旨が明確化されます。
- 外国法人の恒久的施設(PE)と本店等との間で、PE に帰属しない場合であっても課税の対象とされる国内源泉所得(国内不動産の譲渡所得及び貸付対価等)を生ずべき資産につき、譲渡又は取得に相当する内部取引があったときは、その内部取引は独立企業間価格ではなく、内部取引直前の帳簿価額により行われたものとされます。

これらの改正は、2016 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税及び 2017 年分以後の所得税について適用されます。

(2) 店頭デリバティブ取引に係る証拠金利子の非課税制度

中央清算されない店頭デリバティブ取引について証拠金規制が導入されることに伴い、外国金融機関等が、国内金融機関等との間で 2018 年 3 月 31 日までにを行う店頭デリバティブ取引に関し、その国内金融機関等に預託する一定の証拠金につき支払を受ける利子等については、非課税適用申告書の提出等を要件に、所得税が非課税とされます。

この改正は、2015 年 7 月 1 日以後に支払を受けるべき利子について適用されます。

(3) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度

G20 参加国は、国際的な脱税・租税回避に対処するため、非居住者が有する金融口座情報を税務当局の間で自動的に交換する枠組み作りに取り組んでいます。日本は 2018 年から自動的情報交換を開始することとしており、税制改正大綱では、金融機関が所轄税務署に非居住者の金融口座情報を報告する国内法を整備し、2017 年 1 月 1 日から適用することが提案されています。

IV. 消費税

1. 消費税率の引上げ

安倍首相は昨年11月に、消費税率の10%への引上げを法定どおりの2015年10月には行わず、2017年4月まで(18ヵ月)延期することを表明していましたが、税制改正大綱においても、消費税率引上げに関して、以下のことが確認されています。

- 消費税率の10%への引上げの施行日を2017年4月とする。
- 消費税率の10%への引上げに係る経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を2016年10月1日とする。
- 景気判断条項(消費税率の引上げの実施は、経済状況等を総合的に勘案したうえで決定されることを定めた「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の附則第18条第3項)を削除する。

2. 国境を越えた役務の提供に対する消費税

(1) 「電気通信役務の提供」の内外判定基準の見直し

「電気通信役務の提供」(仮称)に関する内外判定基準を以下のように変更することが提案されています。これにより、EU諸国のように、日本に所在する事業者や消費者が国外事業者から「電気通信役務の提供」を受けた場合には、その取引は国内取引として消費税が課されることとなります。

現行法	改正案
役務の提供を行う者の 役務の提供に係る事務所等の所在地	役務の提供を受ける者の 住所地等 (仕向地主義)

「電気通信役務の提供」とは・・・

- 電子書籍・音楽・広告の配信等の電気通信回線を介して行われる役務の提供とされています。
- 電気通信役務の提供以外の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供や、単に通信回線を利用させる役務の提供は、含まれません。
- また、著作物の利用の許諾に該当する取引が含まれることとされます。

(2014年6月の政府税制調査会において示された国境を越えた役務の提供に対する消費税に関する制度案では、より幅広い役務の提供を対象に改正が行われることが示唆されていましたが、税制改正大綱で示された最終案では、改正の対象は「電気通信役務の提供」に限定されることとなりました。)

(2) 「電気通信役務の提供」の区分

EU 諸国では、取引相手が事業者か消費者かを判別するために課税事業者番号を活用していますが、日本では課税事業者番号制度が採用されていないことから、国外事業者(非居住者又は外国法人)が行う「電気通信役務の提供」を、役務の性質や契約条件等により、以下のように「事業者向け電気通信役務の提供」(仮称)及び「消費者向け電気通信役務の提供」(仮称)に区分することが提案されています。

「事業者向け 電気通信役務の提供」 (B2B 取引)	国外事業者が行う「電気通信役務の提供」のうち、その役務の性質又はその役務の提供に係る契約条件等により、その役務の提供を受ける者が事業者であることが明らかなもの
----------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------

「消費者向け電気通信役務の提供」 (B2C 取引)	国外事業者が行う「電気通信役務の提供」のうち、「事業者向け電気通信役務の提供」以外のもの
------------------------------	----------------------------------------------

(3) 「事業者向け電気通信役務の提供」の課税方法

「事業者向け電気通信役務の提供」については、「事業者向け電気通信役務の提供」に係る消費税の納税義務を役務の提供を受ける事業者に転換するリバースチャージ方式が導入されます。

国内において「事業者向け電気通信役務の提供」を受ける事業者

- 国内事業者が国外事業者に支払う対価には消費税が含まれず、「事業者向け電気通信役務の提供」を受けた国内事業者が、国外事業者に代わり、その「事業者向け電気通信役務の提供」に係る消費税の納税義務を負うこととなります。また、その消費税の額と同額が、その国内事業者の消費税の申告において仕入控除税額の計算の対象となります。
- 「事業者向け電気通信役務の提供」を受けた課税期間の課税売上割合が95%以上である場合には、当分の間、その課税期間において「事業者向け電気通信役務の提供」はなかったものとされます。
- 簡易課税制度の適用を受ける課税期間については、「事業者向け電気通信役務の提供」に課されるべき消費税額を課税仕入れ等の税額に含めることとなります。ただし、当分の間、その課税期間における「事業者向け電気通信役務の提供」はなかったものとされます。

国内において「事業者向け電気通信役務の提供」を行う国外事業者

- 国内において「事業者向け電気通信役務の提供」を行う国外事業者は、その役務の提供に際し、あらかじめ、その役務の提供を受ける国内事業者に対し、その国内事業者が消費税の納税義務者となる旨を表示しなければなりません。

(4) 「消費者向け電気通信役務の提供」の課税方法

「消費者向け電気通信役務の提供」については、「消費者向け電気通信役務の提供」を行う国外事業者が納税義務者とされます。

国内において「消費者向け電気通信役務の提供」を受ける事業者

- 国内事業者であっても、国外事業者から「消費者向け電気通信役務の提供」を受けることがあります。当分の間、国外事業者から受けた「消費者向け電気通信役務の提供」については、その課税仕入れに係る消費税につき、仕入税額控除制度の適用は認められません。
- ただし、「登録国外事業者」から受けた「消費者向け電気通信役務の提供」については、その「登録国外事業者」の登録番号等が記載された請求書等の保存等を要件として、その課税仕入れに係る消費税につき仕入税額控除制度の適用が認められます。

国内において「消費者向け電気通信役務の提供」を行う国外事業者

- 国内において「消費者向け電気通信役務の提供」を行う国外事業者は、その役務の提供について納税義務者となります。

(5) 「登録国外事業者」制度

上記の改正に伴い、「登録国外事業者」制度が創設されます。

「登録国外事業者」となる登録申請等

次に掲げる要件を満たす一定の国外事業者(事業者免税点制度の適用を受けない者に限られます。)は、納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に申請書を提出し、国税庁長官の登録を受けた事業者とすることができます。

- 国内において行う「電気通信役務の提供」に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地が国内にあること又は消費税に関する税務代理人があること。(納税管理人を定めることが求められる事業者(国内に事務所を有しない場合等)については、納税管理人を指定している場合に限られます。)
- 国税の滞納がないこと及び「登録国外事業者」の登録取消しから1年を経過していること。

登録申請は、2015年7月1日以後に行うことができますようになります。

その他の関連項目

- 「登録国外事業者」の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び登録番号等は、インターネットを通じて登録後速やかに国税庁により公表されます。
- 「登録国外事業者」には、登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、登録の取消しを求める届出書の提出が行われな限り、事業者免税点制度は適用されません。

(6) 事業者免税点制度の特例

事業者免税点制度(基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合に免税事業者とされる制度)の判定については、以下の特例が設けられる予定です。

- 事業者の課税期間の基準期間(原則として、前々事業年度)の初日が2015年10月1日前であるときは、その基準期間の初日からこの制度の見直しが行われていたものとされます。
- ただし、上記の方法で課税売上高を計算することが困難な事情があるときは、2015年4月1日から同年6月30日までの間においてこの制度の見直しが行われていたものとして計算した課税売上高に4を乗じて計算した金額によることが認められます。

(7) 適用開始時期

上記(1)から(4)及び(6)の改正は、2015年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用されます。また、(5)の改正は2015年7月1日から適用されます。

3. 国外事業者による芸能・スポーツ等の役務の提供に係る消費税

国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等の役務の提供に係る消費税について、納税漏れが多いことが会計検査院の調べにより明らかとなったことから、リバースチャージ方式の導入が提案されています。この改正により、2016年4月1日以後に行われるこれらの役務の提供に係る消費税の納税義務は、役務の提供を行う事業者から役務の提供を受ける事業者に転換されることとなります。

V. 個人課税関係

1. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例(出国税)

含み益を有する株式等を保有したまま国外に出国し、その後に売却することにより、日本での譲渡所得課税を回避することを防止するための措置として、出国時における株式等に係る未実現のキャピタルゲインに対して課税する譲渡所得課税の特例制度が導入されます。

(1) 制度の概要

適用対象者	以下の2つの要件を満たす居住者 (a) 国外転出の時に保有する「金融資産」の価額の合計額が1億円以上であること (b) 国外転出の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間 ^(*) の合計が5年超であること
本制度の対象とされる「金融資産」	所得税法に規定する有価証券、匿名組合契約の出資の持分、未決済のデリバティブ取引・信用取引・発行日取引
納税義務の成立時期	国外転出時
所得金額の計算	国外転出時に「金融資産」の含み損益が実現したものとみなして所得金額を計算

^(*) 「国内に住所又は居所を有していた期間」には、下記(2)(b)の納税猶予を受けている期間が含まれますが、出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格(人文知識・国際業務、企業内転勤、短期滞在等)をもって在留していた期間は除かれます。

(2) 留意点

本制度の主な留意点は以下のとおりです。

(a) 国外転出後5年以内に帰国した場合

本制度の適用を受けた者が、国外転出の日から5年以内に本制度の対象となった金融資産を譲渡等せずに帰国した場合には、更正の請求をすることにより、本制度による課税を取り消すことができます。

(b) 納税猶予

本制度の適用を受けた者は、本制度により納付すべき所得税額に相当する担保を提供し、かつ、納税管理人の届出をした場合に限り、原則として5年間(申請により最長10年間)の納税猶予が認められます。

(c) 納税猶予の期限までに金融資産の譲渡等をした場合

- 納税猶予に係る所得税のうち譲渡等があった金融資産に係る部分については、納税猶予が終了し、納税義務が生じます。
- 譲渡価額が国外転出時の価額を下回るときは、更正の請求をすることにより、所得税額の減額をすることができます。
- その譲渡所得に対して外国所得税が課される場合において、その外国で二重課税が調整されないときは、更正の請求をすることにより、その外国所得税につき日本において外国税額控除の適用を受けることができます。

(d) 納税猶予の期限が到来した場合

納税猶予に係る所得税を納付することになります。その期限到来日における金融資産の価額が国外転出時の価額を下回るときは、更正の請求をすることにより、所得税額の減額をすることができます。

(e) 外国で本制度に相当する外国所得税を課された場合

外国で本制度に相当する外国所得税を課された居住者が、その課税対象となった金融資産を譲渡等したときは、所得金額の計算上、外国で課税対象とされた価額をその金融資産の取得価額とすることで、二重課税の調整が行われます。

(f) 贈与、相続又は遺贈により非居住者に金融資産が移転する場合

本制度の適用対象者の有する金融資産が、贈与、相続又は遺贈により非居住者に移転した場合には、その贈与、相続又は遺贈のときに、対象資産の含み損益が実現したものとみなして、本制度が適用されます。

(3) 適用時期

- この制度は上記(2)(e)を除き、2015年7月1日以後に国外転出をする場合又は同日以後の贈与、相続若しくは遺贈について適用されます。
- 上記(2)(e)については、2015年7月1日以後に国外転出に相当する事由があった場合等について適用されます。

2. 少額投資非課税制度(NISA)

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置(いわゆる「NISA」)について、以下の改正が提案されています。

(1) 非課税投資額の拡充

現行法において、100万円とされている各年分の非課税口座に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額が、2016年分から120万円に引き上げられます。

(2) ジュニアNISAの創設

現行制度におけるNISAの適用対象者は、居住者(個人)で、その年1月1日において満20歳以上である者とされていますが、20歳未満の子供を対象としたジュニアNISA(未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置)が新たに創設されます。ジュニアNISAの概要は以下のとおりです。

対象者	20歳未満の居住者等(その年の1月1日において20歳未満である者及びその年に出生した者)
非課税対象	上場株式等の配当及び譲渡益
非課税投資額	80万円/年
未成年者口座開設可能期間	2016年から2023年までの8年間
払い出し制限	対象者が18歳になるまで払い出し制限あり

この制度は、2016年1月1日以後に未成年者口座の開設の申し込みがされ、2016年4月1日からその口座に受け入れる上場株式等について適用されます。

3. 住宅関連税制

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(住宅ローン減税)

2017年12月末に適用期限が終了する住宅ローン減税について、適用期限が2019年6月末までの1年半延長されます。

住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除限度額は以下のとおりです。

住宅の種類	居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率	控除限度額 (年額)
一般住宅	2014年4月1日～ 2017年12月31日(現行法)	10年	4,000万円	1.0%	40万円
認定長期優良住宅等	↓ 2019年6月30日(改正案)		5,000万円		50万円

また、その年分の控除額がその年分の所得税額を超える場合に、その超える金額を翌年度分の住民税から136,500円を限度として控除することができる制度についても、上記と同様に1年半延長されます。

(2) 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

2014年12月31日までの間に直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与により、住宅取得等資金を取得した場合の贈与税の非課税制度について、その適用期限が2019年6月30日まで延長されたうえで、非課税限度額が以下のように見直されます。

【消費税率10%が適用される住宅用家屋の取得等の場合】

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋 ^(*)	左記以外
2016年10月1日～2017年9月30日	3,000万円	2,500万円
2017年10月1日～2018年9月30日	1,500万円	1,000万円
2018年10月1日～2019年6月30日	1,200万円	700万円

【上記以外の場合】

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋 ^(*)	左記以外
～2014年12月31日(現行)	1,000万円	500万円
2015年1月1日～2015年12月31日	1,500万円	1,000万円
2016年1月1日～2017年9月30日	1,200万円	700万円
2017年10月1日～2018年9月30日	1,000万円	500万円
2018年10月1日～2019年6月30日	800万円	300万円

^(*) 一定の基準を満たす省エネ又は耐震家屋等

4. その他の改正

(1) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度

2013年4月1日から2015年12月31日までの間に、受贈者(30歳未満)の教育資金に充てるため、受贈者の直系尊属(父母や祖父母など)が金融機関に金銭を拠出し、信託等を設定した場合に、受贈者1人あたり1,500万円までの金額につき贈与税が非課税とされる制度について、その適用期限が2019年3月31日まで延長されます。

また、非課税の対象となる教育資金の用途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費

等が追加されます。

(2) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度(新設)

若年層の結婚・出産・育児を支援するため、これらに要する資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度が新たに創設されます。概要は以下のとおりです。

子・孫(受贈者)への結婚・子育て資金 ^(*) の贈与	<p>以下の要件のもと、非課税とされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受贈者(20歳以上 50歳未満)の結婚・子育て資金に充てるために、受贈者の直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関に信託等を設定する。 受贈者一人あたりの上限額 1,000万円(結婚に際して支出する費用については、300万円) 適用拠出期間 2015年4月1日から2019年3月31日まで 受贈者は、非課税申告書を金融機関経由で所轄税務署に提出する。
---------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

↓

結婚・子育て資金の拠出し	<ul style="list-style-type: none"> 受贈者は、結婚・子育て資金の支払を証する書類を金融機関に提出する。 金融機関は、内容を確認・記録し、書類及び記録を保存する。
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

↓

受贈者が50歳に達したとき	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、非課税拠出額及び結婚・子育て資金支出額等を記載した調書を受贈者の所轄税務署に提出する。 非課税拠出額に残額があれば、贈与税が課される。
---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

^(*) 結婚・子育て資金には、たとえば婚礼費用、住居費、引越費用、妊娠・出産費用、子の医療費及び保育料などが含まれます。

(3) ふるさと納税

都道府県又は市区町村に対して寄附(ふるさと納税)をした場合に、寄附金のうち2千円を超える部分につき、一定の上限まで所得税・個人住民税から全額控除されるふるさと納税制度について、以下の改正が提案されています。

(a) 控除限度額の拡充

	現行法	改正案
控除額の計算 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> 所得税: (寄附金 - 2,000円)を所得控除 個人住民税(基本分): (寄附金 - 2,000円) × 10%を税額控除 個人住民税(特例分): (i)と(ii)のいずれか少ない金額を税額控除 (i) (寄附金 - 2,000円) × (100% - 10% (基本分) - 所得税の限界税率^(*)) (ii) 個人住民所得割額 × 10% 	<ul style="list-style-type: none"> 所得割: 同左 個人住民税(基本分): 同左 個人住民税(特例分): (i)と(ii)のいずれか少ない金額を税額控除 (i) (寄附金 - 2,000円) × (100% - 10% (基本分) - 所得税の限界税率^(*)) (ii) 個人住民所得割額 × <u>20%</u>

^(*) その者に対して適用される所得税率に復興特別所得税が加算された率

この改正は、2016年分以後の個人住民税について適用されます。

(b) 申告手続の簡素化

確定申告を必要とする現在のふるさと納税制度の特例措置として、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合（5 団体以下の都道府県又は市区町村に対して寄附を行う場合に限られます。）は、ワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されます。

この制度は、2015 年 4 月 1 日以後に行われる寄附について適用されます。

(4) 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の見直し

非居住者である親族について以下の所得控除の適用を受ける場合には、親族関係書類（外国政府が発行した書類で親族であることを証する書類等）及び送金関係書類（国外居住親族の生活費又は教育費に充てるために支払われたことを証する送金依頼書等）の提出又は提示が義務付けられます。

	適用を受ける所得控除	必要書類 ^(*)
確定申告書の提出時	扶養控除、配偶者控除、障害者控除、配偶者特別控除	親族関係書類及び送金関係書類
給与等の源泉徴収時	扶養控除、配偶者控除、障害者控除	親族関係書類 送金関係書類
給与等の年末調整時	配偶者特別控除	親族関係書類及び送金関係書類

^(*) これらの書類が外国語で作成されている場合には、和訳文も必要となります。

この改正は、2016 年 1 月 1 日以後に支払われる給与等及び 2016 年分以後の所得税について適用されます。

(5) 財産債務明細書

確定申告書の提出義務があり、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が 2,000 万円を超える個人は、「財産及び債務の明細書」（その年の 12 月 31 日において有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額等を記載した明細書）を確定申告書に添付して提出することとされています。

この「財産及び債務の明細書」について、以下の見直しが提案されています。

	現行法	改正案
名称	財産及び債務の明細書	財産債務調書
提出基準	その年分の所得金額が 2,000 万円超	以下の 2 つの基準を満たすこと (a) その年分の所得金額が 2,000 万円超 (b) その年の 12 月 31 日に有する財産の価額の合計額が 3 億円以上 又は 同日に有する「1. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（出国税）」の対象となる金融資産の価額の合計額が 1 億円以上
記載事項	財産の種類、数量及び価額	国外財産調書の記載事項と同様とし、たとえば以下の事項が追加される。 • 財産の所在 • 有価証券の銘柄、取得価額

上記のほか、所得税や相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産債務調書の提出の有無等により、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を加減算する特例措置が講じられる予定です。

この改正は、2016 年 1 月 1 日以後に提出すべき財産債務調書について適用されます。

VI. 納税環境整備

税務関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

電子帳簿保存法のもと、承認を受けた納税者は一定の税務関係書類をスキャナ保存することが認められていますが、その書類の範囲が、以下のように見直される予定です。

税務関係書類の種類	スキャナ保存の可否	
	現行	改正案
帳簿・決算関係書類	×	×
契約書・領収書	3万円以上	○
	3万円未満	(適正な事務処理要件を満たしている場合)
請求書・納品書等	○	
見積書・注文書等		○

なお、スキャナ保存の要件を緩和するその他の改正(電子署名要件の廃止等)も提案されています。

これらの改正は、2015年9月30日以後に行うスキャナ保存に係る承認申請について適用されます。

KPMG税理士法人

〒106-6012
東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー
TEL:03-6229-8000
FAX:03-5575-0766

〒530-0005
大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F
TEL:06-4708-5150
FAX:06-4706-3881

〒451-6030
愛知県名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー30F
TEL:052-569-5420
FAX:052-551-0580

www.kpmg.com/jp/tax
info-tax@jp.kpmg.com

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.